

項目		実施状況・実施していない場合はその理由又は今後の対応方針	
第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重	私立大学の存在意義は、建学の精神・理念にあり、それに基づく独特の学風・校風が自主性・自律性として尊重され、個性豊かな教育・研究を行う機関として発展してきました。 私立大学は、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に大きく寄与してきました。また、私立大学は地域社会において高等教育へのアクセスの機会均等と知的基盤としての役割も果たしてきました。 今後とも、学校法人大阪経済大学とその設置校である大阪経済大学は、建学の精神に基づく、私立大学としての使命を果たしていくために、また、教職員はその使命を具現する存在であるために、日本私立大学協会の制定した「私立大学版ガバナンス・コード」を規範として、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した大学づくりを進めていきます。 また、中期的な計画を策定・公表し、学生をはじめ様々なステークホルダーに対し、私立大学の教育、研究および社会貢献の機能を最大化し、価値の向上を目指していきます。		学校法人大阪経済大学（以下「本学」という。）は、左記の通り適切なガバナンスを確保し、ステークホルダーへの説明責任を果たすとともに、変化の激しい社会に貢献すべく、大学運営を行っています。 なお、中期的な計画は、2019年度に第一次中期計画として策定・公表済みです。
	1 1 建学の精神	(1)建学の精神・理念	
		本学の建学の精神は「自由と融和」です。 ここでの「自由」とは、いかなる権力にも屈することのない自立の精神であり、互いの人間としての尊厳を重んじるリベラリズムの思想です。また、「融和」とは、人の輪を大切にし、平和を愛する心です。 本学の教学理念は「人間の実学」です。「学則」に定める「人間性豊かな実学教育」を、より具現化する「人間の実学（人間の潜在能力の開花、自立した豊かな人格形成という教育それ自体の目標と、社会の要請に応じてよりよい社会人・職業人を育成するという実践的目標とを同時に達成しようとするもの）」という言葉が提起され、定められたものです。 上記の通り、本学では建学の精神である「自由と融和」の教育を一貫して追及しつつ、教学理念として「人間の実学」を掲げ、その具体的な形を、本学の教育の発展と社会変化の実情に合わせて、その都度明確にしてきています。	本学は、建学の精神に基づき、教学理念である「人間の実学」を、教育の発展と社会変化の実情に合わせて高めていくことを目標に掲げています。実施状況としては、中小企業診断士養成課程を職業人実践育成プログラム(BP)に申請し認定されたこと、TalkWithを通して100周年ビジョンの学内周知に取り組みました。
		(2)建学の精神・理念に基づく人材像	
	建学の精神・理念に基づき、本学のミッションとして次のとおり制定しています。 「生き続ける学びが創発する場となり、商都大阪から、社会に貢献する“人材”を輩出する」		本学では建学の精神・理念に基づき制定したミッションに則り、教育研究活動を行っています。
	1 2 教育と研究の目的（私立大学の使命）	(1)建学の精神・理念に基づく教育目的等	
		本学の建学の精神(理念)に基づく、教育目的および研究目的は次のとおりです。 ①大学の教育目的および研究目的 本大学は、教育基本法にのっとり、学校教育法の規定するところにしたがい、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的および応用的能力を展開させ、人間性豊かな実学教育の成果をあげることによって、社会の発展に寄与することを目的としています。	左記のとおり定め、教育および研究を実施しています。
		(以下、各学部および各研究科の教育目標および研究目的 省略)	左記のとおり定め、教育および研究を実施しています。
		(2) 中期的な計画の策定と実現に必要な取り組みについて	
		① 安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な中期的な計画の検討・策定をします。	建学の精神に基づいた教育を実践し、安定した経営を行うために、2019年度～2023年度までの5年間における計画「新第一次中期計画」を策定しました。2020年度より新型コロナウイルス感染症の拡大により、一部計画の見直しを行い、より実現可能な計画への対応を行いました。
		② 中期的な計画の進捗状況、財務状況については、全学内部質保証推進会議ならびに法人系内部質保証推進会議で進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性ある法人運営・大学運営に努めます。	全学内部質保証推進会議および法人系内部質保証推進会議で進捗管理し、結果を公表しています。 なお、法人系内部質保証推進会議は大学運営に係る内部質保証推進会議へ組織変更されたため、文言修正を行います。また、経営企画部を企画部とし、教学企画課と経営企画課を設置したことで、中期計画の推進をさらに進める予定です。
③ 財政的な裏付けのある中期的な計画の実現のために、外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めていきます。		新第一次中期計画の実現のため文部科学省中央教育審議会の動向に注意を払い、理事会、評議員会では大学設置基準の改正など情報共有をし、理事会にて中期財務計画の策定や毎年の予算編成方針、予算要求ガイドラインを策定することで、経営能力を高めています。	
④ 改革のために、教職協働の観点からも「学校法人大阪経済大学専任職員人材育成ビジョン」に基づき、事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重視します。		「学校法人大阪経済大学専任職員人材育成ビジョン」に基づき、階層別研修を実施するなど、事務職員のスキル向上に努めています。	
⑤ 理事会と教職員が中期的な計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど法人全体の取り組みを徹底します。		新第一次中期計画は理事会内に策定委員会を設け、各学部・各研究科や各部署などの意見を取り入れて作られており、実施に当たっては、事業計画や事業報告書の作成時に同組織を通じて実施しています。	
(3) 私立大学の社会的責任等			
① 自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上および経営の透明性の確保を図るよう努めます。	事業計画の実施点検や事業報告書の公表を通じて実施しています。また、大学運営に係る内部質保証推進会議や全学内部質保証推進会議の実施を通じて教育の質の向上と経営の透明性の確保を図っています。		
② 学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、学生父母、卒業生、地域社会構成員等他のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めます。	公文書等の指示・説明・依頼を理解し、随時適正に対応し、授業アンケート、卒業時アンケート、教育懇談会、同窓会理事会総会の参加を通じて、学校法人経営を進めています。		
③ 私立大学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）をはじめ、多様性への対応を実施します。	学校法人大阪経済大学 一般事業主行動計画を策定し、2026年3月までに役職者に占める女性教職員の割合を25%以上とするよう目標を設定しました。		
2	私立大学は、社会から、教育・研究および成果の社会への還元という公的使命を負託されており、社会に対して説明責任を負っています。従って、その設置者である学校法人は、経営を強化しその安定性と継続性を図り、私立大学の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たします。学校法人は、このような役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方および仕組みを構築します。		以下のとおり、構築しています。
	1 2 2	(1) 理事会の役割	
		① 意思決定の議決機関としての役割 ア 理事会は、学校法人の経営強化を念頭におき業務を決し、理事の職務執行を監督します。	理事会は私立学校法および寄附行為の定めにより、理事の職務執行を監督しています。（寄附行為第16条）
		② 理事会の議決事項の明確化等 ア 理事会において議決する学校法人における重要事項を寄附行為等に明示します。 イ 理事会において議決された事項は、決議録に記録し、保管します。 ウ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。	左記のとおり、実施しています。
③ 理事および大学運営責任者の業務執行の監督 ア 理事会は、理事および設置大学の運営責任者である学長、副学長および学部長等に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。 イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。		ア. 事業計画書と事業報告書の作成を通じて、左記のとおり努めています。 主要な施策に管理責任者として理事を当て、教学に関しては担当責任者には学長執行部を当て、内部質保証システムに基づき、PDCAサイクルをまわし、新たな事業計画の策定時に見直しを加え業務改善に活かしています。 イ. 理事会にて学校法人のガバナンス改革に関して情報共有を行うなど、適時かつ正確な情報共有は行われていますが、内部統制とリスク管理体制については、今後も引き続き整備を行っています。	

		項目	実施状況・実施していない場合はその理由又は今後の対応方針	
第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）	1 理事会	④ 学長への権限委任 ア 学長が任務を果たすことができるようにするために、理事会の権限の一部を学長に委任しています。 イ 学長が副学長を置くなど、各々担当事務を分担させ、管理する体制としています。 ウ 各々の所掌する校務および所属教職員の範囲については、可能な限り 規程整備等による可視化を図ります。	以下のとおり、実施しています。 ア. 理事会規程第10条（副学長2名体制を実現しました） イ. 副学長および学長補佐に関する規程 ウ. 学長等の職務、任期および任命に関する規程、組織規程、教授会規程等事務組織規程等	
		⑤ 実効性のある開催 ア 理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有します。 イ 審議に必要な時間は十分に確保します。	左記のとおり、実施しています。	
		⑥ 役員（理事・監事）は、（ア）その任務を怠り、学校法人に損害を与えた場合、（イ）その職務を行う際に悪意または重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。	左記の場合、法令を遵守し 対応します。（私立学校法44条の2、44条の3）	
		⑦ 役員（理事・監事）が学校法人または第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。	左記の場合、法令を遵守し 対応します。（私立学校法44条の4）	
		⑧ 役員（理事・監事）の学校法人に対する責任が加重とならないよう 損害賠償責任の減免の規定を整備します。	左記のとおり、定めています。（ 寄附行為第46条、47条）	
		⑨ 理事会の議事について 特別の利害関係を有する理事は、議決に加わるできません。	左記のとおり、定めています。（ 寄附行為第18条第13項）	
	2 2 理事	（ 1 ）理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化		
		① 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します。	左記のとおり 定め、実施しています。（ 寄附行為第11条）	
		② 理事長を補佐する理事として、常勤の理事を置き、各々の役割のほか、理事長の代理権限順位も明確に定めます。	左記のとおり 定め、実施しています。（ 寄附行為第12条、14条他）	
		③ 理事長および理事の解任については、寄附行為に明確に定めます。	左記のとおり、定めています。（ 寄附行為第5条第2項、10条）	
		④ 理事は、法令および寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行います。	左記のとおり、私立学校法の定めに則り、職務を行っています。（私立学校法40条の2）	
		⑤ 理事は、善管注意義務および第三者に対する賠償責任義務を負います。	理事の責務について法令および寄附行為に定めるとおり 実行しています。	
		⑥ 理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長および監事に報告します。		
		⑦ 利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。	左記のとおり 定め、実施しています。（ 寄附行為第18条第3項）	
		（ 2 ）学内理事の役割		
		① 教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。	教職員としての業務量等に配慮しつつ、理事としての業務を 忠実に実施しています。	
		② 教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。		
		（ 3 ）外部理事の役割		
		① 複数名の外部理事（私立学校法第38条第5項に該当する理事）を選任します。	左記のとおり、複数名の外部理事（ 1 5 名中6 名）を選任しています。	
		② 外部理事は、学校法人の経営力・マネジメント の強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく 寄与し、理事としての業務を遂行します。	外部理事は、理事会において様々な観点から意見を述べ、理事としての業務を遂行しています。	
		③ 外部理事には、審議事項に関する情報についてのサポート を十分に行います。	資料の事前送付や説明を行い、左記のとおり 実施しています。	
		（ 4 ）理事への研修機会の提供と充実		
	理事に対し、十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努めます。	本学加盟団体等における学校法人や大学関係の研修への参加機会を提供しており、今後もその内容を充実させます。		
	2 3 監事	（ 1 ）監事の責務（役割・職務範囲）について		
		① 監事は、善管注意義務および第三者に対する賠償責任義務を負います。	左記のとおり、監事の責務について法令および寄附行為に定めるとおり 実行しています。（私立学校法44条の3）	
		② 監事は、その責務を果たすため、事前に定めた学校法人大阪経済大学監事監査規程に則り、理事会その他の重要会議に出席することができます。	左記のとおり 定め、実施しています。また、今年度監事監査規程の改訂を行いました。	
		③ 監事は、学校法人の業務、財産の状況および理事の業務執行の状況を監査します。	左記のとおり 定め、実施しています。（ 寄附行為第15条）	
		④ 監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、または理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。	左記のとおり、定めています。（ 寄附行為第15条）	
		⑤ 監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。	左記のとおり、定めています。（ 寄附行為第15条）	
		（ 2 ）監事を選任		
		① 監事の独立性を確保する観点を重視し、理事長は評議員会の同意を得て理事会の審議を経て、監事を選任します。	左記のとおり 定め、選任しています。（ 寄附行為第7条）	
		② 監事は2 名または3 名置くこととします。	左記のとおり 定め、選任しています。（ 寄附行為第5条、現員2名）	
		③ 監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。	任期を2期6年までとし、1期毎に1名を入れ替える運用とすることで、業務の継続性を保っています。	
		（ 3 ）監事監査規程		
		① 監査機能の強化のため、学校法人大阪経済大学監事監査規程を作成しています。	左記のとおり、定めています。今年度は、監事監査規程の改訂を行いました。	
		② 監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。	左記のとおり、実施しています。	
		③ 監事は、学校法人大阪経済大学監事監査規程に基づき 監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会および評議員会に報告し、これを公表します。	左記のとおり、実施しています。ホームページ上に公開しています。	
		（ 4 ）監事業務を支援するための体制整備		
		① 監事、公認会計士および内部監査部署の三者による 監査結果について、意見を交換し 監事監査の機能の充実を図ります。	左記のとおり、実施しています。今年度は、のべ年3回意見交換を実施しています。	
		② 監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。	左記のとおり、実施しています。	
		③ 学校法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート 体制を整えます。	必要に応じて実施してきました。引き続き、監事に対しての十分なサポート体制を整えるように検討していきます。	
		④ その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。	企画部ならびに監査室を中心に支援しています。	
			（ 1 ）諮問機関としての役割	

		項目	実施状況・実施していない場合はその理由又は今後の対応方針
第3章 学 校 法 人 ガ バ ナ ン ス ・ コ ー ド の 実 施 状 況	2 4 評 議 員 会	次に掲げる事項について、理事長は、あらかじめ、評議員会の意見を聴きます。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わるできません。 ア 予算および事業計画 イ 事業に関する中期的な計画 ウ 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）および基本財産の処分ならびに運用財産中の不動産および積立金の処分 エ 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益および退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準 オ 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄 カ 寄附行為の変更 キ 目的たる事業の成功の不能による解散 ク 合併 ケ 寄附金品の募集に関する事項 コ その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの	左記のとおり定め、実施しています。（寄附行為第19条第13号、21条）
		（2）評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。	評議員の活発な意見を引き出すよう、評議員会前に事前説明会を行っています。努めています。
		（3）評議員会は、学校法人の業務もしくは財産の状況または役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、もしくはその諮問に答え、または役員から報告を徴することができます。	左記のとおり定め、実施しています。（寄附行為第22条）
		（4）評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。	左記のとおり定め、実施しています。（寄附行為第7条、監事候補推薦規程）
		（1）評議員の選任	
	2 5 評 議 員	① 評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数を選任します。	寄附行為において、理事の人数の2倍を超える人数を定め、選任しています。（寄附行為第23条）
		② 評議員となる者は、次に掲げる者としています。 ア 当該学校法人の教職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 イ 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢二十五年以上の者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 ウ 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者	左記のとおり、定めています。（寄附行為第23条）
		③ 学校法人の業務もしくは財産状況または役員の業務執行について、意見を述べもしくは諮問等に応えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。	左記のとおり、選出しています。
		④ 評議員の選任方法は、各選出区分により推薦された者について、当該候補者を理事会が選任する扱いとしています。	左記のとおり、実施しています。
		（2）評議員への研修機会の提供と充実	
		① 学校法人は、評議員に対し審議事項に関する情報についてのサポートを十分に行います。	事前に資料を送付し、サポートを行っています。
		② 学校法人は、評議員に対し、研修機会の提供およびその研修内容の充実に努めます。	評議員会開催前に議案等の関連事項について説明会を実施し、また、評議員会において、学内状況報告の紹介などを実施しています。
	3 1 学 長 ガ バ ナ ン ス ・ コ ー ド の 実 施 状 況	学長の任免は、大阪経済大学学長等の職務、任期および任命に関する規程に基づき、「理事会の承認を得て、理事長が任命する。」とあり、学長は、大阪経済大学の校務をつかさどり、所属教職員を統督します。 私立学校法において「理事会は、学校法人の業務を決する」とありますが、理事会は、理事会の権限の一部を学長に委任しています。理事会および理事長は、大学の目的を達成するための各種政策の意思決定、副学長、学部長等の任命、教員採用等については、学長の意向が十分に反映されるように努めます。	以下のとおり、学長がその責務を果たし、大学の目的を達成するための各種政策を実行できるよう、学長が選任する副学長および学長補佐からなる学長執行部体制を作り、また、教学の管理運営等について協議する学長会議を開催しています。
		（1）学長の責務（役割・職務範囲）	
		① 学長は、学則第1条に掲げる「本大学は、教育基本法にのっとり、学校教育法の規定するところにしたがい、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的および応用的能力を展開させ、人間性豊かな実学教育の成果をあげることによって、社会の発展に寄与することを目的とする。」という目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督します。	校務協議会、大学院校務協議会、学長会議等の会議を学長が主宰し、大学の教学運営を統括しています。
		② 学長は、理事会から委任された権限を行使します。	左記のとおり、実施しています。
		③ 所属教職員が、学長方針、中期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。	年度方針は年度初めに、定員増や学部新設など主要な施策については随時、教職員説明会を実施しています。
		（2）学長補佐体制（副学長・学部長の役割）	
		① 大学に副学長を置くことができるようにしており、大阪経済大学副学長および学長補佐に関する規程において「副学長は、校務全般に関して学長を補佐し、また、学長の命を受けて校務をつかさどり、円滑な校務遂行に努める。」としています。その職務については大阪経済大学学長等の職務、任期および任命に関する規程に定めています。	左記のとおり、定めています。
		② 学部長の役割については、大阪経済大学学長等の職務、任期および任命に関する規程において「学部長は、学部の教育・研究に関する校務につき職務を行う。」としています。	左記のとおり、定めています。
		（1）教授会の役割（学長と教授会の関係）	
		大学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています。審議する事項については大阪経済大学教授会規程に定めています。 ただし、学校教育法第93条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。	左記のとおり、定めています。
第4章 学 生 ガ バ ナ ン ス ・ コ ー ド の 実 施 状 況	4 1 学 生 に 対 し て	私立大学は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性が確保されなければなりません。建学の精神・理念に基づき自律的に教育事業を担う私立大学は、こうした高い公共性と信頼性のもとでの社会的責任を十二分に果たして行かねばなりません。ステークホルダー（学生・保護者、同窓生、教職員等）はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、公共性と信頼性を担保する必要があります。	以下のとおり、実施しています。
		（1）学生の学びの基礎単位である学部等においても、3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。	
		① 学部ごとの3つの方針（ポリシー） ア 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー） イ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー） ウ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）	学部ごとに定めるとともに、大学全体として行うべき教育についても定めています。
		② 自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取り組みます。	左記のとおり、実施しています。概要をホームページにて公表しています。
		③ ダイバーシティ・インクルージョン（多様性の受容）の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。	左記のとおり、実施しています。公益通報制度を制定しました。
		（1）教職協働	
	学 生 に 対 し て	実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価（PDCAサイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。	全学内部質保証推進会議を通じて、事業計画および事業報告を作成することでPDCAサイクルを回しています。また、計画の実行にあたっては、事務職員が教務・学生・進路その他の各部門長を務める体制により、教職協働体制を確保したうえで取り組んでいます。
		（2）ユニバーシティ・ディベロップメント：UD	

		項目	実施状況・実施していない場合はその理由又は今後の対応方針
第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）	4－2 教職員等に対して	全構成員による、建学の精神・理念に基づく教育・研究活動等を通じて、私立大学の社会的価値の創造と最大化に向けた取り組みを推進します。	
		① ボード・ディベロップメント：BD ア 常勤の理事は、学校法人大阪経済大学 理事会規程ならびに事業計画等に基づく 責任担当 事業領域・職務に係るPDCAサイクルを回します。 イ 監事は毎年度策定する監査計画と監査報告書を理事会ならびに評議員会に報告します。	ア. 事業計画等に基づく責任担当事業に関してPDCAを回しています。 イ. 監査計画については、毎年理事会に提出し、履行できています。
		②ファカルティ・ディベロップメント：FD ア 3つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取り組みを推進するため、教員個々の教育・研究活動に係るPDCAサイクルを回します。 イ 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとに教育・学習支援センター（SCTL）を設置し、年次計画に基づき取り組みを推進します。	左記のとおり、実施しています。教員個々の教育・研究活動の向上に繋げる取り組みとしては、「全学FDフォーラム」と題して、年に数回高等教育に関する見識がある他大学の教員等による講演を企画・実施しています。
		③ スタッフ・ディベロップメント：SD ア 全ての教員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための取り組みを推進します。 イ SD推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取り組みを推進します。 ウ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。	左記のとおり、実施しています。また、教員の専門性と資質向上のための取組としては、「求める教員像・教員組織の編制方針」を定め、求められる能力に関する教員像を明確にしています。事務職員の資質向上のための取り組みとしては、「大阪経済大学専任職員人材育成ビジョン」を定め、職階ごとに求められる能力に関する研修を実施しています。そして、総務部により「2021（R3）年度SD年間計画」が定められています。
		（１）認証評価および自己点検・評価	
		① 認証評価 平成16（2004）年度から、全ての大学は、7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。	認証評価を受審し、教育・研究水準の向上と改善を実施しています。
		② 自己点検および評価結果等を踏まえた改善・改革（PDCAサイクル）の実施教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況および各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。	全学自己点検・自己評価委員会を通じて、左記のとおり実施しています。
		③ 学内外への情報公開 自己点検や改善・改革に係わる情報および保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者および社会に対する説明責任を果たします。	左記のとおり、毎年事業報告書を作成し実施しています。
		（２）社会貢献・地域連携	
		① 資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。	「社会連携・社会貢献に関する方針」を規定し、HPで公表しています。また2032年の創立100周年に向けた「100周年ビジョン『DAI KEI 2032』」では、社会連携に係わる内容が公表されています。さらにこれに基づいた「新第一次中期計画」では、「地域、社会の課題解決プロジェクトの支援」等、より詳細な構想が策定されています。
4－3 社会に対して		② 産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産学、官学、産産等の結節点として機能します。	大阪市東淀川区、大阪市経済振興局、大阪府商工労働部、和歌山県白浜町等の官公庁・地方自治体と協定等を締結し、組織的な連携を行っています。独立行政法人都市再生機構、一般社団法人中小企業診断協会、近隣の商業施設である「かみしんプラザ」等とも同様の協定を結び、教員・学生の教育・研究に役立てています。企業や官公庁からの業務委託または共同研究は、コロナ禍で減少傾向にあり、2021年度は3件にとどまりました。また、図書館の一般利用開放も実施しています。
		③ 地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。	地域の高齢者を対象としたスポーツ教室「きさんじ塾」や座学を中心とした、「健康づくり講座」を開講しています。前者は東淀川区、後者は独立行政法人都市再生機構との協定書に基づき実施しています。また実力派経営者の経営哲学・理論を学ぶ『北浜・実践経営塾』、日本経済史研究所主催『黒正塾』など、社会人を対象とした各種公開講座も開講しています。経済学部地域活性化支援センター、経営学部の経営ビジネス法情報センターで地域向け講座も行っています。
		④ 大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取り組みます。	東淀川区役所と「災害に強いまちづくりに関する連携協定」を締結し、本学の北側歩道の整備に努めてきました。防災用公開空地として、災害時に炊き出しができる「かまどベンチ」9基を設置しました。また隣接する大隅西小学校からの要請に応え、例年秋に避難訓練・防災講座をボランティアサークルの有志が中心となって実施しています。さらに本学体育館が、災害時の指定避難場所になっていることから、キャンパス内に備蓄用倉庫を設置し計画的に備蓄品を購入し常備に努めています。同時に「防災教育プログラム」をホームページに掲載して、地域避難訓練・備蓄の管理・防災啓発について紹介しています。
		⑤ 環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。	④の本学の北側歩道に、水の気化熱を利用して空気を冷やす「ミスト発生器」の設置し、桜並木の整備等で緑化を行い、クールスポットとして機能させています。また大阪府等との太陽光発電設備の活用に係る協定に基づき、キャンパス内に同エリアの稼働・維持に用いるための自家消費型太陽光発電設備を備え、電力確保に努めています。さらに「防災教育プログラム」によって地域住民と避難所開設訓練を実施しています。
		（１）危機管理のための体制整備	
		① 危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取り組みます。 ア 大規模災害 イ 不祥事（ハラスメント、公的研究費不正使用等）	ア 左記のとおり、努めています。（危機管理マニュアル）。 具体的には、（1）全職員に防災ヘルメット配布。（2）定期的に消防・防災訓練を実施。「緊急地震速報」を配備（カトリレー）。（3）学生に「大地震防災マニュアル・安否確認カード」を配付。（4）帰宅困難者用に3日分の災害備蓄品や資機材を配備。帰宅支援キットを1,000名分配備。ローリングストック方式を採用し、定期的に学生に災害備蓄品を配付する訓練実施。（5）大隅体育館が災害時避難所、摂津Gが一時避難場所、茨木Gが自衛隊集結地等。（6）災害時避難所（近隣住民）用として、災害備蓄品配備。東淀川区と「災害に強いまちづくりに関する連携協定書」を締結し、地域社会の災害防止・応急対策等にかかるイベント、防災訓練等を実施。 イ 公益通報に関する規程、人権委員会規程、研究活動における不正行為への対応等に関する規程、公的研究費の取り扱いに関する規程等を定め、各窓口にて相談や通報ができる体制を整備しています。
		② 災害防止、不祥事防止対策に取り組みます。 ア 学生等の安全安心対策 イ 減災・防災対策 ウ ハラスメント防止対策 エ 情報セキュリティ対策 オ その他のリスク防止対策	建築物の耐震化、各種研修等を通じて実施しています。具体的には、新入生ガイダンス、クラブを対象としたガイダンスの他、学内掲示・学生用ポータルサイト等において、飲酒、薬物の危険性、SNS利用、悪徳商法、成人年齢引き下げに伴うクレジットカード等の契約などにかかる注意喚起を実施しています。定期的に消防・防災訓練を実施し、危機意識や対応能力の向上に努めています。毎年度、防災管理点検、消防設備点検等を実施しています。さらに、人権委員会を設置し不祥事防止対策に取り組んでいます。
		（２）法令遵守のための体制整備	
		① 全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則ならびに諸規程（以下、法令等という。）を遵守するよう組織的に取り組みます。	教職員を対象とした研修を通じて努めています。また、毎年監事依頼により監査室において規程の改訂状況の確認を部課長に行う取り組みを実施しています。
		② 法令等に違反する行為またはそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。	左記のとおり、監査室に窓口を設置しています。

	項目	実施状況・実施していない場合はその理由又は今後の対応方針
第5章 透明性の確保（情報公開）	私立大学は、日本における高等教育の大きな担い手であり、公共性が高く、社会に質の高い重要な労働力を提供する機関であることを踏まえ、法人運営・教育研究活動等について、透明性の確保にさらに努めます。 私立大学は、多くのステークホルダーから支持されることが必要ですが、大学の目的は教育・研究・社会貢献等多岐にわたっており、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえた上で、法人運営・教育研究活動の透明性を確保します。 私立大学は、高等教育を担う公共性の高い機関であることから、企業のように、利益を追求する「株主への説明責任である」との位置付けとは異なり、法人運営・教育研究活動の公共性・適正性を確保し、透明性を高める観点からステークホルダーへの説明責任を果たします。	以下のとおり、実施しています。
	（１）法令上の情報公表	
	公表すべき事項は学校教育法施行規則（第172条第2項）、私立学校法等の法令および日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定もしくは一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については主体的に情報発信していきます。	
	① 教育・研究に資する情報公表 ア 大学の教育研究上の目的 イ 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー） ウ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー） エ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー） オ 教育研究上の基本組織 カ 教員組織、教員の数ならびに各教員が有する学位および業績 キ 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業または修了者数ならびに進学者数および就職者数 ク その他進学および就職等の状況 ケ 授業科目、授業方法および内容ならびに年間の授業計画 コ 学修成果に係る評価および卒業または修了認定に当たっての基準 サ 校地、校舎等の施設および設備その他の学生の教育研究環境 シ 授業料、入学料等の大学が徴収する費用 ス 大学が行う学生の修学、進路選択および心身の健康等に係る支援 学生が修得すべき知識および能力	左記のとおり、ホームページ、事業報告書、自己点検・自己評価報告書、シラバス、大学案内等を通じて、公表しています。
	② 学校法人に関する情報公表 ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書 イ 寄附行為 ウ 監事の監査報告書 エ 役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く） オ 役員報酬に関する基準 カ 事業報告書	左記のとおり、ホームページ、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、事業報告書等を通じて、公表しています。
	（２）自主的な情報公開	
	法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努めて最大限公開します。	ホームページなどを通じて大学に関係する情報を積極的に公開しています。
	（３）情報公開の工夫等	
	① 上記（１）②の学校法人に関する情報については、Web公開に加え、各事務所に備え置き、請求があれば閲覧に供します。	左記のとおり、総務課に常置し実施しています。
	② 情報公開に当たっては、対象者、方法、項目等を明らかにした情報公開方針を策定し、公開します。	寄附行為の定めに基づき、ホームページなどを通じて、速やかに公開しています。（寄附行為第35条、36条）
	③ 公開方法は、インターネットを使ったWeb公開が主流ですが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポートレート」を活用するほか、学校要覧、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。	左記のとおり、「大学ポートレート（私学版）」に各種情報を提供しているほか、大学案内、入試要項、入試ガイド、大学広報紙である「SQUHATSU」等を発行しています。
	④ 公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。	左記のとおり、事業報告書のダイジェスト版を作成すること等によって実施しています。